

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者 板東博之

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を

次のように改正する。

第三条第一項の表局の項中

局長	上司の命を受け、局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
----	--

の事務
する。

を

局長	上司の命を受け、局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
経営企画部長	上司の命を受け、局の事務の総合的調整、局の経営戦略、事業の総合企画、工事の監督及び検査、職員の人事、組織、服務、予算決算のその他会計事務、地域整備事業に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

に改

める。

第三条第二項の表局の項中

管理部長	上司の命を受け、局の事務の総合的調整の総合企画、工事の監督及び検査、職員事、組織、服務、予算決算のその他会計地域整備事業に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
------	---

、事業
の人
事務、
定され
るた

を削る。

附則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。